

## 後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

（75歳以上または65歳から74歳までで一定の障がいがある方）

### 保険料のお知らせをお届けします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成23年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を郵便でお送りします。

### ▼保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から天引きさせていただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

### ▼保険料の計算は

平成23年度の保険料は、平成22年中の所得にもとづいて計算します。

7月下旬に  
郵送します



交付年月日	平成23年 8月 1日
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成24年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	〒大津市京町四丁目3番28号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
資格満了日	平成20年 4月 1日
保険者番号	392520118
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割	1割
有効期限	平成24年 7月31日

←被保険者証8月1日から  
薄桃（ひわ色）

### 新しい被保険者証をお届けします

7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。新しい被保険者証が届きましたら、記載事項（住所・氏名・生年月日等）をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ＜ご注意ください＞

8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。

現在お手持ちの被保険者証は、8月1日以降に細かくやぶいて破棄するか、窓口へ返却してください。



### 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「限度額認定証」）を提示すると、食事が減額されたり、入院費にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

### ▼対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成23年度の住民税が世帯全員非課税の方

### ▼手続き不要です

7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい被保険者証と同封して郵送します。

### ▼対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は

被保険者証と印鑑（認印で可）をご持参のうえ、市の窓口で申請してください。

### 注意

公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を

- 高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国各地で多数発生しています。
- 滋賀県内においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に還付金等に関する不審な電話があったとの報告が、昨年末以降、複数寄せられています。手口はさまざま、厚生労働省、県、市や広域連合などの職員を装い、電話をかけたたり訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市や広域連合などの公的機関が、  
●金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり  
●ATM（現金自動払出機）を操作するよう指示  
するものはありません！

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、または下記までご連絡ください。